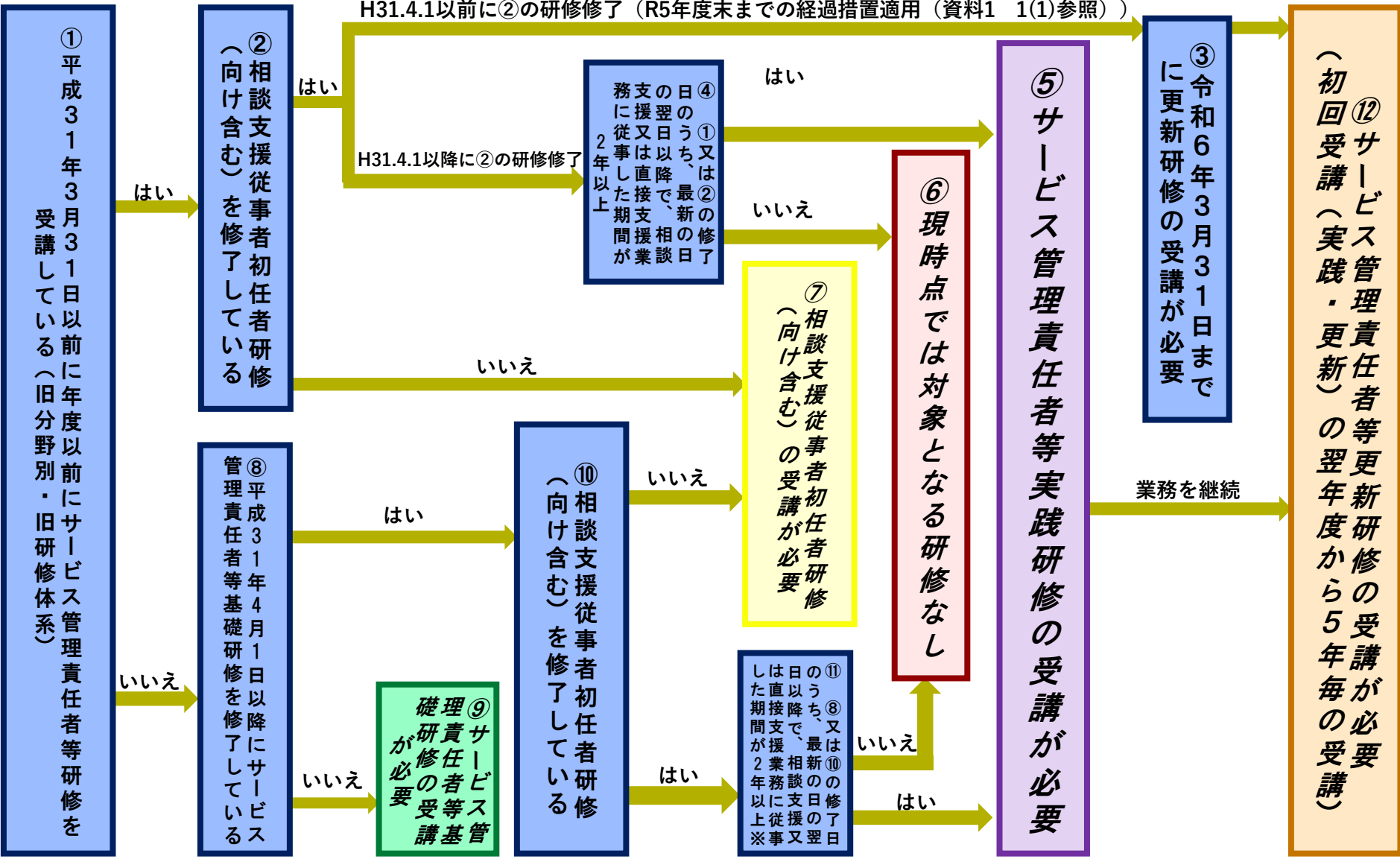


# サービス管理責任者等研修受講フローチャート

H31.4.1以前に②の研修修了（R5年度末までの経過措置適用（資料1 1(1)参照））



## ⑪留意事項

※ ただし、⑧及び⑩をH31.4.1～R4.3.31までに修了した者のうち、⑧又は⑩の修了日時時点で、相談支援又は直接支援業務に従事した期間が2年以上の者については、⑧又は⑩のうち、最新の日の翌日以降、3年間で2年以上の相談業務又は直接支援業務の実務経験で、実践研修の受講が可能。（資料1 1(2)参照）